

# 1 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

- ① 高齢化が急速に進展する本道では、いわゆる「団塊ジュニア世代」が高齢者となる令和22年には高齢化率が約40%に達すると見込まれており、人口に占める障がいのある方の割合も年々増加しているほか、合計特殊出生率は全国平均を下回り、依然として少子化が進んでいる状況にあります。

今後、こうした傾向が一層進展し、核家族化などにより世帯規模が縮小していく中で、一人当たりのケアラーにかかる負担は一層大きくなることを見込まれています。

家族を介護や援助することの考え方や受け止め方は様々ですが、負担の程度によっては、心身の健康を損ねたり、介護等に専念することで離職せざるを得なくなるといった場合もあるほか、「家族による介護が望ましい」といった見方もある中、周囲に相談できず悩みや負担を抱え込んでしまうことが懸念されます。

国の社会生活基本調査によると、道内のケアラーは令和3年時点で23万4千人と推計されており、そのうち5割超が60歳以上となっています。

- ② ヤングケアラーに着目すると、子どもが家族の介護や援助を担う背景には、家庭の経済状況の変化や共働き世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化、子どもの貧困などといった様々な要因があると考えられ、過度な負担や責任を負うことで、子どもらしい成長や学びに影響を及ぼす可能性があり、支援が必要であっても子ども自身がそのことに気付いていないという自覚の問題などから、支援ニーズが表面化しにくい構造となっています。

道が行った実態調査では、小学校5年生及び6年生の4.7%、中学校2年生の3.9%、全日制高校2年生の3.0%がヤングケアラーであり、大学生の13.2%にケアの経験があることが明らかになりました。

- ③ 個々のケアラーにとっての「自分らしい暮らし」が確保されるためには、ケアラーに関する道民の認知度を高め、悩みや不安を抱える方を早期に把握し、それぞれの事情に合った相談窓口や支援へつなぐことが重要であり、社会資源が偏在する本道にあっては特に、福祉や医療、教育などの専門機関のみならず、道民全体が一体となってケアラーを支える地域づくりを推進していく必要があることから、実態調査の結果を踏まえ、「北海道ケアラー支援条例」を制定し、令和4年4月に施行しました。

この条例のもと、全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に向け、ケアラー支援に関する各般の施策を総合的かつ計画的に推進するため、「北海道ケアラー支援推進計画（仮称）」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

### (1) 計画策定の根拠

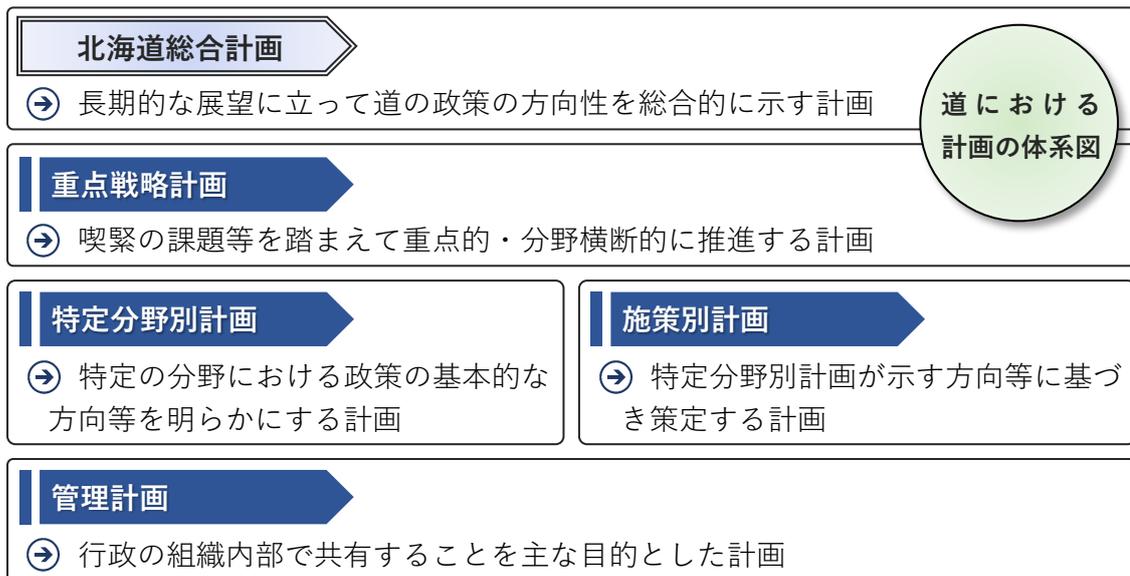
本計画は、条例第10条第1項の規定による「ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画」として、同条第2項に掲げる次の事項について定めるものです。

- ✓ ケアラー支援に関する施策についての基本的な考え方
- ✓ ケアラー支援に関する具体的施策
- ✓ 前2号に掲げるもののほか、ケアラー支援を推進するために必要な事項

第10条  
(推進計画)

### (2) 計画の体系的分類

計画の分類は、長期的な展望に立って道の政策の方向性を総合的に示す「北海道総合計画」が一体的に推進管理する個別計画のうち、特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする「特定分野別計画」に該当します。



※ 北海道行政基本条例第7条（総合計画の策定等）に基づく分類

### (3) 他計画との関係

条例の目的達成に向けては、保健・医療・福祉・介護・教育など幅広い分野の施策を総合的に推進していく必要があることから、本計画は、保健福祉分野の上位計画である「北海道地域福祉支援計画」をはじめ、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」、「北海道障がい福祉計画」、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」、「北海道医療計画」、「北海道健康増進計画」、「北海道教育推進計画」など、道の関連計画と整合・調和を図りつつ策定します。

#### (4) 計画の期間

ケアラー支援に関する取組については、令和5年3月現在、法令で定められた基準等はありませんが、法制化などに関する動向を注視しつつ、ヤングケアラーへの支援に係る国の「集中取組期間」が令和4年度から令和6年度とされていることなどを踏まえ、本計画の期間は3年間とします。

取組内容	主体	対象年度					
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
▶ ケアラー支援に関する取組	道	検討開始	条例制定	計画策定	【本計画の期間】3年間		
	国	実態調査	P T 報告	【集中取組期間】3年間			← (参照)
▶ 北海道地域福祉支援計画	道	6年間 (H30～R5)			6年間 (R6～R11)		

※ 国の取組は、いずれもヤングケアラーに関するもの

※ P T：厚生労働省・文部科学省による共同プロジェクトチーム

#### (5) SDGsとの関連性

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」は、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17のゴール（目標）と169のターゲットを定めたものです。

道では、各種分野別計画等において、SDGsの説明や当該計画等との関連性を記載するなど、その要素の反映に努めています。

本計画は、SDGsの達成に資するものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



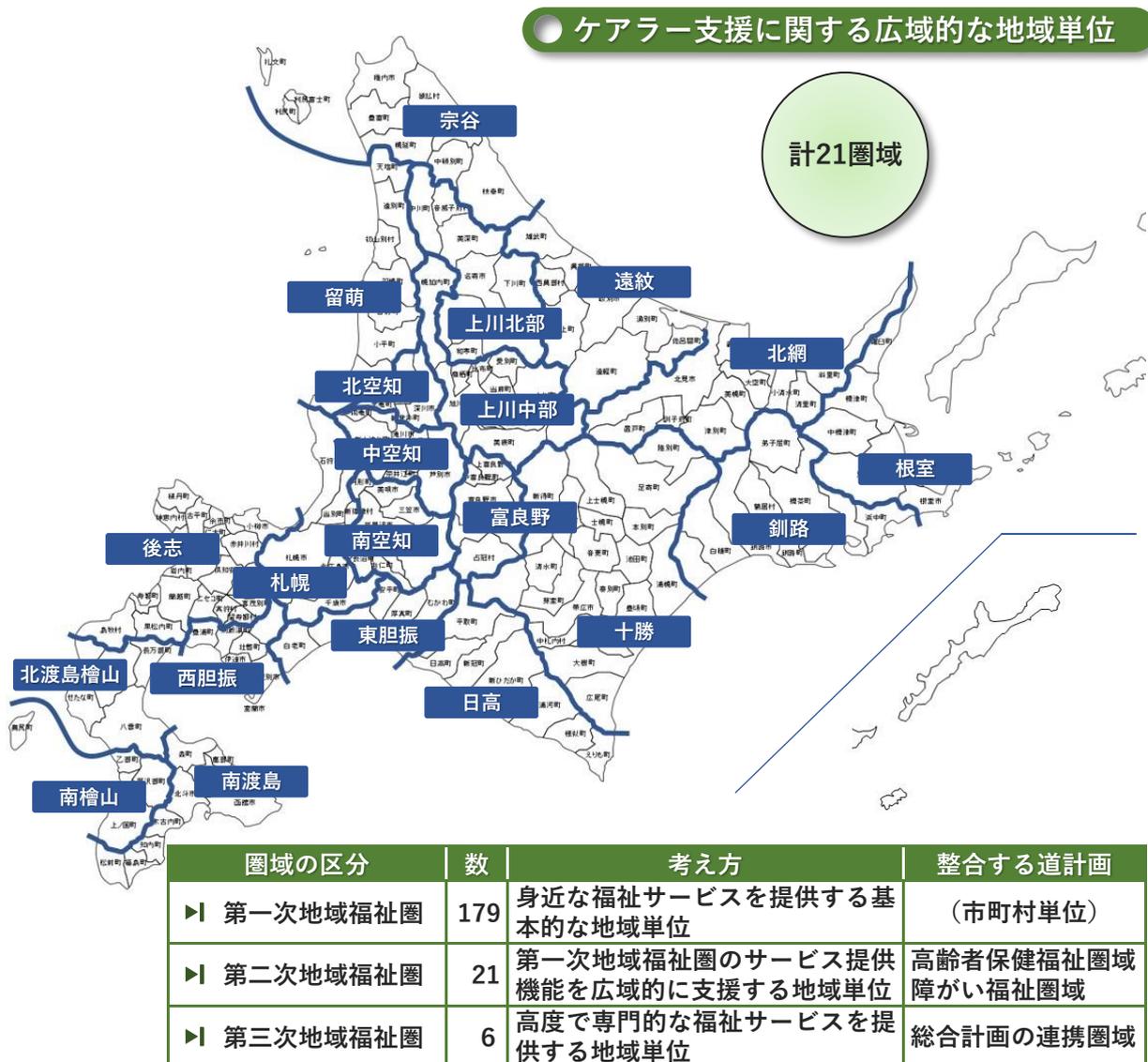
### 3 圏域の設定

#### (1) 設定の考え方

ケアラーを支援するための体制を確保する地域単位については、身近な市町村を基本としますが、社会資源や人材等が偏在する本道の地域特性を踏まえ、広域的な支援体制の構築を推進する必要があることから、道の「地域福祉支援計画」における第二次地域福祉圏（計21圏域）を本計画の圏域とします。

なお、道の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」、「障がい者基本計画」も共通の考え方によって同様の圏域を定めています。

また、ヤングケアラーへの支援に関する広域的な地域単位については、道の児童相談所管内ごとに区分けした8圏域とします。



## (2) 圏域ごとの構成市町村一覧

1 南渡島	函館市 森町	北斗市	松前町	福島町	知内町	木古内町	七飯町	鹿部町
2 南檜山	江差町	上ノ国町	厚沢部町	乙部町	奥尻町	(21) 第二次地域福祉圏		
3 北渡島檜山	八雲町	長万部町	今金町	せたな町				
4 札幌	札幌市	江別市	千歳市	恵庭市	北広島市	石狩市	当別町	新篠津村
5 後志	小樽市	島牧村	寿都町	黒松内町	蘭越町	ニセコ町	真狩村	留寿都村
	喜茂別町	京極町	倶知安町	共和町	岩内町	泊村	神恵内村	積丹町
6 南空知	古平町	仁木町	余市町	赤井川村				
	夕張市	岩見沢市	美唄市	三笠市	南幌町	由仁町	長沼町	栗山町
7 中空知	月形町							
	芦別市	赤平市	滝川市	砂川市	歌志内市	上砂川町	浦臼町	新十津川町
	奈井江町	雨竜町						
8 北空知	深川市	妹背牛町	秩父別町	北竜町	沼田町			
9 西胆振	室蘭市	登別市	伊達市	豊浦町	洞爺湖町	壮瞥町		
10 東胆振	苫小牧市	白老町	安平町	厚真町	むかわ町			
11 日高	日高町	平取町	新冠町	新ひだか町	浦河町	様似町	えりも町	
12 上川中部	旭川市	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町
	美瑛町	幌加内町						
13 上川北部	士別市	名寄市	和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町
14 富良野	富良野市	上富良野町	中富良野町	南富良野町	占冠村			
15 留萌	留萌市	増毛町	小平町	苫前町	羽幌町	初山別村	遠別町	天塩町
16 宗谷	稚内市	猿払村	浜頓別町	中頓別町	枝幸町	豊富町	礼文町	利尻町
	利尻富士町	幌延町						
17 北網	北見市	網走市	大空町	美幌町	津別町	斜里町	清里町	小清水町
	訓子府町	置戸町						
18 遠紋	紋別市	佐呂間町	遠軽町	湧別町	滝上町	興部町	西興部村	雄武町
	帯広市	音更町	士幌町	上士幌町	鹿追町	新得町	清水町	芽室町
19 十勝	中札内村	更別村	大樹町	広尾町	幕別町	池田町	豊頃町	本別町
	足寄町	陸別町	浦幌町					
20 釧路	釧路市	釧路町	厚岸町	浜中町	標茶町	弟子屈町	鶴居村	白糠町
21 根室	根室市	別海町	中標津町	標津町	羅臼町			

1 石狩・後志管内	中央児童相談所
2 上川・留萌・宗谷管内	旭川児童相談所（宗谷管内は稚内分室）
3 十勝管内	帯広児童相談所
4 釧路・根室管内	釧路児童相談所
5 渡島・檜山管内	函館児童相談所
6 オホーツク管内	北見児童相談所
7 空知管内	岩見沢児童相談所
8 胆振・日高管内	室蘭児童相談所（東胆振・日高管内は苫小牧分室）

8

ヤングケアラーへの  
支援に関する広域的  
な地域単位

※ 石狩管内については、札幌市を除く（札幌市の設置する児童相談所が所管）